

事業年度の場合（契約締結の予定日の属する年度内に賃上げ開始）

	令和4年度												令和5年度												令和6年度												令和7年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
事業年度													契約日の属する年度																																			
事業年度 (4月開始)	比較対象期間												賃上げ表明期間												書類提出																							
事業年度 (5月開始)	比較対象期間												賃上げ表明期間												書類提出																							
事業年度 (6月開始)	比較対象期間												賃上げ表明期間												書類提出																							
事業年度 (7月開始)	比較対象期間												賃上げ表明期間												書類提出																							
事業年度 (8月開始)	比較対象期間												賃上げ表明期間												書類提出																							
事業年度 (9月開始)	比較対象期間												賃上げ表明期間												書類提出																							
事業年度 (10月開始)	比較対象期間												賃上げ表明期間												書類提出																							
事業年度 (11月開始)	比較対象期間												賃上げ表明期間												書類提出																							
事業年度 (12月開始)	比較対象期間												賃上げ表明期間												書類提出																							
事業年度 (1月開始)	比較対象期間												賃上げ表明期間												書類提出												※事業者の事業年度が翌年度（令和6年度） となっても可。											
事業年度 (2月開始)	比較対象期間												賃上げ表明期間												書類提出																							
事業年度 (3月開始)	比較対象期間												賃上げ表明期間												書類提出																							

暦年の場合（契約締結の予定日の属する年内に賃上げ開始）

	令和4年度												令和5年度												令和6年度												令和7年度											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
													契約日の属する年（令和5年の場合）												契約日の属する年（令和6年の場合）																							
	賃上げ対象期間												令和5年の賃上げ表明期間												書類提出																							
													賃上げ対象期間												令和6年の賃上げ表明期間												書類提出											

事業年度の場合（契約締結の予定日の属する年度内に賃上げ開始）

令和4年度												令和5年度												令和6年度												令和7年度																							
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
												表明期間に対して、賃上げ期間の前倒し可能																																															
比較対象期間												賃上げ表明期間												提出																																			
												契約				賃上げ開始（前倒し）				本来の賃上げ開始時期																																							
												実質の賃上げ期間												提出												※税理士又は公認会計士等の第三者の確認が必要。また、確認書類提出時期は当初の期間となります。																							
												表明期間に対して、賃上げ期間の後倒し可能																																															
比較対象期間												賃上げ表明期間												提出																																			
※1月が例年の賃上げ月の場合の例												契約				賃上げ開始（後倒し） 例年の賃上げ月であり、かつ契約締結の属す																																											
												実質の賃上げ期間												提出												※後倒するを事前に発注機関に通知すること。																							
												賃上げ期間の後倒し⇒次年度も表明する場合												期間が重複																																			
												前年度の賃上げ期間と重複はできません												×												次年度の賃上げ表明期間																							
												前年度の賃上げ期間以降を始期とする期間で申請												×												次年度の賃上げ表明期間												提出											
比較対象期間												賃上げ表明期間												提出																																			
×												契約				賃上げ開始（後倒し） 例年の賃上げ月（4.1）であるが契約締結の予定日の属する年度を超えているため認められません。																																											
												実質の賃上げ期間																																															

後倒し時の留意点
 ※1 次の2点の条件を満たすこと
 ・例年の賃上げ月に合わせる場合であること
 ・開始月が契約締結の属する年度内であること。
 ※2 意図的に後倒しすることは認められません
 ※3 賃上げ月を後倒した場合であって、引きつづき次年度の賃上げ表明を実施する場合は、前年度の賃上げ期間と次年度の賃上げ表明期間が重複することは出来ません。